

公益財団法人東京都農林水産振興財団

中・大規模建築物の木造木質化設計支援事業費補助金のご案内

公益財団法人東京都農林水産振興財団

2020年10月版

I 事業の目的と概要

この補助金は中・大規模の民間建築物の設計において、木造木質化を実現するための支援を行うことにより、木造木質化の事例を増加させ、中・大規模の木造木質化建築物の建築促進と、全国各地の木材利用促進、さらに森林整備の好循環へつなげていくことを目的としています。

主要構造部に国産木材及び多摩産材を一定以上使用する建築物の実施設計に要する経費の1/2（下限500万円、上限5,000万円）を補助します。

※ 設計のみでその後の工事契約を伴わない案件については、補助の対象としませんので十分ご注意ください。

II 事業内容

補助金の交付対象となる事業は、下記(1)から(5)のとおりです。

(1) 事業申請対象者

都内において中・大規模の民間建築物を新築または改築する者であって、補助対象経費の50%以上の自己資金及び借入金を保有し実施可能な者。

※ 国又は地方公共団体等を除く。

(2) 対象施設

事業申請対象者が東京都内にて建築、運営しようとする中・大規模の民間施設（オフィスビルや商業施設等）。

※ 住宅部分（事業申請対象者の社宅、寮、及びこれに類するものを除く）は対象外。

(3) 対象事業の内容

主要構造部に国産木材を一定以上使用する、(2)の対象施設の建築に係る実施設計。

(4) 対象事業の条件

P 3～4「対象事業の条件」のAからCまでのすべてを満たすこと。

(5) 補助金率等

補助金の補助率は2分の1以内とし、補助対象経費は下限1,000万円、上限10,000万円（補助申請額下限500万円、上限5,000万円）。

対象事業の条件

ア 対象となる建築物

主要構造部に国産木材を一定以上使用する下記(ア)～(ウ)のいずれかの建築物（以下「木造等建築物」という。）であること。

(ア) 木造の建築物

補助対象床面積に対する国産木材・木質材料使用量がおおむね0.18 m³/m²以上（0.15 m³/m²まで可。）である木造の建築物。

(イ) 一部木造の建築物

補助対象床面積に対する国産木材・木質材料使用量がおおむね0.18 m³/m²以上（0.15 m³/m²まで可。）である建築物の一部が木造の建築物。

※ 「一部が木造の建築物」とは、立面混構造や平面混構造などのように、木造部分と木造以外の構造の部分の床面積を明確に切り分けられる構造の建築物を指します。ただし、補助金の算定のため、木造部分と木造以外の構造の部分の設計費が明確に切り分けられるようにしてください。

(ウ) 混構造の建築物

主要構造部に一定以上の国産木材・木質材料を使用する混構造の建築物

※ 「混構造の建築物」とは、以下の要件(a)と(b)を全て満たすものを指します。

- (a) 壁、柱、床、はり屋根又は階段の全部又は一部に木材・木質材料を用いていること。
- (b) 補助対象床面積に対する国産木材・木質材料使用量が概ね0.06 m³/m²以上（0.05 m³/m²まで可。）であること。

なお、延床面積あたりの国産木材・木質材料使用量の算出にあたっては、主要構造部に国産木材・木質材料を使用していない部分を除くことができるものとします。ただし、補助金の算定のため、主要構造部に国産木材・木質材料を使用している部分と、主要構造部に国産木材・木質材料を使用していない部分の設計費が明確に切り分けられるようにしてください。

イ 建築物の規模

建築物の規模が以下のいずれかであること。

(ア) 耐火建築物又は準耐火建築物で、延床面積が500m²を超えるもの又は階数が3以上であるもの。

(イ) (ア) 以外の建築物で、延床面積が500m²を超えるもの又は階数が4以上であるもの。

※ 混構造の建築物の場合には、上記(ア)(イ)の延床面積が1000m²を超えるものを対象とします。

ウ 多摩産材の使用要件

使用する国産木材の材積 (m³) のうち、多摩産材 (東京の木多摩産材認証協議会が認証した木材をいう。以下同じ。) を 3 割以上 (内装木質化については 5 割以上) 使用すること。

※ 多摩産材使用量が合計で 200m³ を超える場合にはこの限りではありません。

エ 木造建築物等の PR の協力

木造化された建築物の普及に寄与するものとして、次の要件に該当するものであること。

- (ア) 主要な構造部の木材が現しで使用される、内装木質化が図られるなど、木材の利用普及効果が認められるもの。又は、多摩産材及び国産木材を使用していることを建築物内に明示できること。
- (イ) 施工中の仮囲いに多摩産材を活用した建物であることと多摩産材を使用することの意義を説明する看板を設置できること。
- (ウ) 多摩産材及び国産木材を活用していることについて、建築物内の木材使用箇所付近にプレート等を設置して PR するとともに、竣工後に印刷物やホームページ等により広く公表できること。
- (エ) 都及び財団の求めに応じて、工事中や竣工後に建築物の見学会を実施するなど、木造建築物について普及啓発ができること。
- (オ) 都及び財団の求めに応じて、木造建築物の普及に資する設計、施工等に関する技術資料を、申請者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのない範囲で公表できること。

オ 対象外施設

公的な資金の使途として、社会通念上、不適切であると判断される事業 (「風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号)」第 2 条に規定する風俗営業等) を目的とした施設・設備は対象外とします。

※上記に該当するテナントの入居が想定される場合を含みます。

カ 補助金請求期限

令和 7 年 2 月末日までに実施設計委託の支払いを完了し、工事着手した上で、補助金の請求ができること。

Ⅲ 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、木造等建築物の実施設計費（事業実施主体が設計者と契約した経費（設計委託費等）に限るものとし、諸経費を含む）とし、事業実施に必要な最小限の経費とします。

なお、申請施設の一部が本事業の対象となる場合には、延床面積に対する補助対象床面積の割合で、補助対象経費を算出することができます。様式集別添の補助対象事業費計算書を参考にして、事業費の算出を行ってください。

対象となる経費
(1) 木造等建築物の実施設計費 (2) (1)にかかる諸経費
対象外経費
(1) 基本計画・基本設計費 (2) 設備設計費（電気設備、空調設備、給排水衛生設備、昇降機等） (3) 既存建築物の解体撤去等にかかる実施設計費 (4) 外構等建物周辺施設の実施設計費 (5) 地中埋設物処理及び地盤改良工事等にかかる実施設計費 (6) 確認申請、工事監理、積算にかかる経費 (7) 消費税相当額 (8) その他木造等建築等の実施設計に直接関係のない経費

他の補助金との関係

申請しようとしている事業について、他の公的な補助金や助成金を申請している場合（または申請予定の場合）には重複して申請することはできません。

契約上の諸注意

- (1) 交付決定日以前に契約したものは補助対象外とします。
- (2) 基本計画・基本設計等と実施設計の契約は別契約にしてください。また、実施設計と工事契約もできるだけ別契約としてください。工事契約と一緒にある場合には、補助金の請求は契約にかかる支払がすべて完了してからとなります。
- (3) IIの(4)「対象事業の条件」の力にある補助金の請求期限を超えた場合には請求ができなくなりますので、ご注意ください。
- (4) 実施設計部分の内訳が明確となっている契約である必要があります。

V 提出書類

1 交付申請時

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 誓約書（第1号様式別紙）
- (3) 事業計画書（第2号様式）

添付資料

- ア 位置図（施設所在箇所、施設内の事業実施箇所）
- イ 計画概要・パース図等
- ウ 基本設計図等（補助事業対象箇所がわかるもの）
- エ 事業実施体制図
- オ 事業の工程表（予定）
- カ その他必要と認められる書類（施設のパンフレット等）

- (4) 収支予算書（第3号様式）

添付資料

- ア 補助対象経費計算書
- イ 設計委託契約見積書・内訳書

- (5) 申請者の概要（第4号様式）

添付資料

- 申請者の概要を確認可能な資料（定款・法人案内パンフレット等）

2 実施報告時

- (1) 補助金実績報告書（第8号様式）
- (2) 事業実績書（第2号様式）

添付資料

- ア 位置図（施設所在箇所、施設内の事業実施箇所）
- イ 計画概要・パース図等
- ウ 実施設計図等
（補助事業対象部分、※PDF形式の図面データCD-ROM含む）※ウイルスチェック済と記載
- エ 事業実施体制図
- オ 事業の工程表
- カ その他必要と認められる書類（施設のパンフレット等）

(3) 収支精算書（第3号様式）

添付資料

- （ ア 補助対象経費計算書
イ 設計委託契約書・内訳書 ）

(4) チェックリスト兼誓約書（第9号様式）

(5) 建築物の計画概要（公表用事例集原稿）

(6) 確認済証（写し）

(7) 工事請負契約書等及び着工届（写し）

(8) 多摩産材及び国産木材使用計画

ア 多摩産材及び国産木材使用箇所及び使用量の計画一覧

イ 多摩産材及び国産木材使用箇所を明示するプレートの計画概要

(9) 支払関係証憑

設計委託契約の支払いが完了したことを確認できる書類（請求書・振込先通帳の写し等）

3 多摩産材 PR 看板の設置時

状況報告書（13号様式）

4 竣工時

竣工報告（公表用事例集用原稿）

VI 応募書類の提出先・問い合わせ先

公益財団法人東京都農林水産振興財団 森の事業課

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1

Tel : 042-528-0641 Fax : 042-528-0619